

第5期島根県障がい福祉計画/第1期島根県障がい児福祉計画の策定について

1. 計画策定の方針

- 障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」と児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定する
- 計画の名称を「第5期島根県障がい福祉計画・第1期島根県障がい児福祉計画」として併記する
- 島根県障がい者基本計画に掲げる事項のうち、障害福祉サービス等、障害児通所支援等についての実施計画として策定

- ・ 児童福祉法の改正により、都道府県及び市町村は障害児福祉計画を新たに策定
- ・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る国基本指針は一体のものとして作成
- ・ 本県の第4期計画においても、障がい児を対象としたサービス見込量を設定

2. 計画策定スケジュール

- 市町村と連携し、目標・見込み量等を検討し、第2回の本審議会において意見を聴取し、今年度中に策定する

※ 別添「資料3-②」参照

3. 国の基本指針

- 第5期障害福祉計画/第1期障害児福祉計画の策定に向け、国の基本指針が見直され、3月31日に告示された

※ 別添「資料3-③」参照

4. 県の基本指針（案）

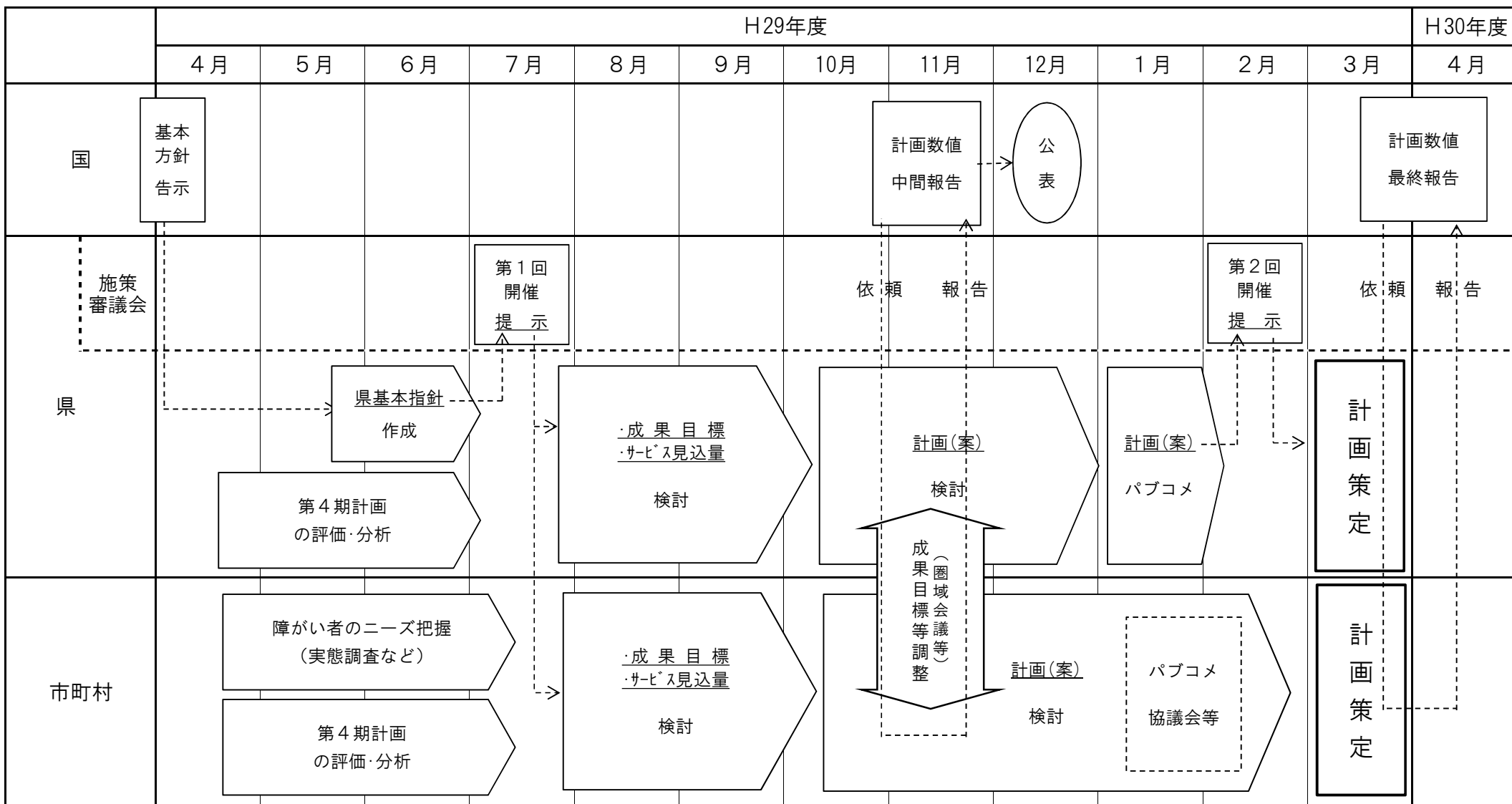
- 県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が定める基本指針に即して策定される
- 従前から、障害福祉計画の策定に際しては、国の基本指針を受け、島根県としての基本指針を作成し、市町村へ提示している
- 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に当たっての県の基本指針は、第4期計画障害福祉計画の県の基本指針を踏襲しつつ、国の基本指針の見直し等を踏まえ作成する

※ 別添「資料3-④」参照

- ・ 国の基本指針を反映（障がい児支援に関する記述の修正等）
- ・ 成果目標については、県独自の目標数値は示さない

第5期障害福祉計画/第1期障害児福祉計画 策定スケジュール

資料3-②



第5期障害福祉計画/第1期障害児福祉計画策定に係る国の基本指針

基本指針の概要

(1) 見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 発達障がい者支援の一層の充実

(2) 成果目標に関する事項（計画が終了するH32年度末の目標）

目標項目	県	市町村	基本指針	<参考> 第4期計画
施設入所者の地域生活への移行（継続）				
地域生活移行者の増加	○	○	H28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行	H25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行
施設入所者の削減	○	○	H28年度末時点の施設入所者から2%以上削減	H25年度末時点の施設入所者から4%以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）				
障害保健福祉圏域・市町村ごとの協議の場の設置状況	○	○	全ての圏域・市町村に関係者による協議の場を設置	— (新規)
1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）	○		1年以上長期入院患者数を、国提示の推計式を用いて設定	H29.6末時点において長期在院者数をH24.6末時点から18%以上減少
早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）	○		退院率をそれぞれ69%、84%、90%以上とする	入院後3か月時点、1年時点での退院率をそれぞれ64%、91%以上とする
地域生活支援拠点等の整備（継続）				
地域生活支援拠点等の整備	○	○	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
福祉施設から一般就労への移行（拡充）				
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	○	○	H28年度実績の1.5倍	H24年度実績の2倍
就労移行支援事業の利用者の増加	○	○	H28年度末から2割以上増加	H25年度末から6割以上増加
就労移行支援事業所の就労移行率の増加	○	○	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
職場定着率の増加	○	○	就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上	— (新規)
障がい児支援の提供体制の整備等（新規）				
児童発達支援センターの設置	○	○	各市町村に少なくとも1カ所以上設置	— (新規)
保育所等訪問支援の利用できる体制の構築	○	○	全ての市町村に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	— (新規)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	○	○	各市町村に少なくとも1カ所以上確保	— (新規)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	○	○	H30年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置	— (新規)

(注) 表頭「県」、「市町村」欄に「○」がある場合に目標設定が必要

(3) その他

その他の見直しとして、以下の事項について記載

- ・ 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 障がい者の芸術文化活動支援
- ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

市町村及び県における第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画 策定のための基本的な指針(案)

島根県健康福祉部障がい福祉課

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（以下「計画」という。）策定に当たっての基本的な考え方は、国の基本指針（※）によるものとするが、本県においては以下の事項に留意して計画を策定するものとする。

※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成18年6月26日告示)

1. 総論

障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、住まいの場や働く場を確保し、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（以下、「障害福祉サービス等」という。）、障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）を充実していく必要がある。

本県は、中山間地域が大半を占め、また離島を抱えていることもあり、地域における社会資源等の事由により、障がい者等の地域生活への移行に対する支援体制整備が不十分な地域がある。

計画においては、各地域で障がい者等の障がい特性やライフステージに応じて適切な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が保証される体制整備を行うため、実態調査などにより障がい者等の心身の状況等の把握に努め、それらを勘案し、必要なサービス量を見込むとともに、県内全域でのサービス提供水準の向上を目指す。

2. 計画策定に関する基本的事項

(1) 区域の設定

県の計画において、サービス量の見込みを定める単位となる区域は、第4期計画に引き続き7つの障害保健福祉圏域（2次医療圏及び老人福祉圏域と同一）とする。

障害保健福祉圏域	構成市町村
松江圏域	松江市、安来市
雲南圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町
出雲圏域	出雲市
大田圏域	大田市、川本町、美郷町、邑南町
浜田圏域	浜田市、江津市
益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

(2) 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

計画に掲げた成果目標及び活動指標について、少なくとも1年に1回は実績を把握し、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を講じるよう努めることとする。また、その際には自立支援協議会等の意見を聞き、その結果を公表するよう努めることとする。

3. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制

①訪問系サービス

訪問系サービスについては、全国と比較的しても高い水準にあるが、障がい者等の地域生活を支える基本的事業であることから、県内どこでも必要な訪問系サービスが受けられるように引き続き充実を図る。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障がい者の住まいの場と併せて、障がい者の地域生活を支え、生活の質を高める上で重要な役割を果たしている。施設から地域生活への移行者や特別支援学校の卒業者で日中活動の利用を希望する者のサービス種別ごとのニーズを適切に見込み、圏域ごとに、これらに相応する必要なサービスの確保を目指す。

③居住系サービス

福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を進めるために、住まいの場として必要なグループホームの充実を図るとともに、障がい特性により施設入所が必要な障がい者等の住まいの場として必要な施設入所支援サービスの確保を図る。

(2) 相談支援の提供体制

障がい者の地域生活全般を継続的に支援するため、全てのサービス利用者について、相談支援専門員がサービス等利用計画等の作成や定期的なモニタリングを行うことにより、障がい者の個別ニーズを把握した適切なサービス提供が可能となる。

障害福祉サービス利用者の増加等を踏まえた相談支援の提供体制維持のため、相談支援専門員などのサービス提供に必要な従事者数を確保するとともに、サービスの質の向上のための人材育成支援などに取り組む。

(3) 障がい児支援の提供体制

障がい児及びその家族に対する支援は、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、障害児通所支援等の提供体制の確保について取組を進める。

また、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、障がい児のライフステージに沿った、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る。

4. 成果目標等に関する基本的考え方

(1) 施設入所者の地域生活への移行の推進

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、身近な市町村において、住まいの場や日中活動の場などの基礎的な条件整備を早急に進める必要がある。

住まいの場の整備が不十分な市町村においては、グループホーム整備事業、公営住宅における障がい者の優先入居、居住サポート事業等の活用などにより、障がい者等の自立のための生活の場を確保する。

また、日中活動の場としては、生活介護や就労継続支援等の拡充を図り、就労の場を確保する。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本県では、精神障がい者の社会的入院の解消を進め、入院長期化防止及び長期入院者の退院を促進する観点から、地域移行支援及び地域定着支援等に取り組んできた。

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者の連携による重層的な支援体制を構築する。

また、精神障がい者の地域定着支援のためには、障害福祉サービス等と協働しつつ、必要な医療サービスが総合的に受けられる体制が不可欠なことから、島根県保健医療計画による施策と連携した推進を図るものとする。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域には、障がい者等を支える様々な資源が存在するが、これらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でない。今後、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域におけるニーズや課題の整理を行い、障がい者等の生活を地域全体で支える核としての地域生活支援拠点等の整備を進める。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

一般就労促進に向けた福祉施設における意識改革や取り組みの強化を図りながら、各障害保健福祉圏域に設置した障害者就業・生活支援センターによるコーディネートや各種助成・支援制度の活用、地域での支援体制の構築により、一般就労の促進を図る。その際、就労移行支援事業の強化を図るとともに、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズは増大すると考えられることから、多様な課題に対応できるよう就労定着の支援を促進する。

なお、県においては、島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画の概要を記載するものとする。

また、県及び市町村は、障害者優先調達法に基づき策定する調達方針との整合を図りながら、官公需に係る障がい者就労施設等の受注機会の拡大について記載するよう努めるものとする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を図るため、中核となる児童発達支援センターの設置を進めるとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を図る。

また、一般の障害児通所施設等で支援を受けることが難しい状況にある重症心身障がい児のための地域支援体制を構築するとともに、医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関が連携できる体制を整備する。

(6) 地域生活支援事業

上記(1)～(5)までの成果目標の達成に資するよう以下のとおり取り組む。

市町村が実施する地域生活支援事業については、全ての必須事業について、障がい者等のニーズや地域実情に応じた必要かつ適切なサービス量を見込むこととする。

県が実施する地域生活支援事業については、全ての必須事業について、障がい者ニーズや圏域状況等を勘案しながら、必要かつ適切なサービス量を見込むこととする。